

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件
- 土地改良法により換地処分をした件
- 道路の区域を変更する件三件

空 空 空 空 空 空 空 空 空 空

- 道路の供用を開始する件

公 告

- 一般競争入札を行う件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 土地改良区の役員が就退任した件
- 福島県選挙管理委員会
 - 政治団体設立の届出があった件
 - 政治団体から届出事項の異動の届出があった件
 - 政治団体でなくなった旨届出があった件
 - 政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件
 - 政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件
 - 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件

空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空 空

福島県告示第六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日
猪苗代町立猪苗代病院	耶麻郡猪苗代町字梨木西六五	平成二十二年一月一日
二本松ウイメンズクリニック	二本松市亀谷一―二七五―四	同 年二月一日
やのめ歯科医院	福島市南矢野目字小泉一七―七	同
アイミー薬局駅前店	福島市栄町六―六	同
アイミー薬局中央店	福島市東中央二―二―二	同
アイミー薬局渡利店	福島市渡利字柗町二五―四	同
方木田薬局	福島市方木田字中屋敷一―二九	平成二十二年一月一日
エール薬局伊達店	伊達市岡前二―〇―四	同
スマイル調剤薬局宮の杜店	須賀川市森宿字横見根一三―八六	平成二十二年六月一日
ふくしま訪問看護ステーション	福島市鳥谷野字中ノ内一六―一鳥谷野コ	同
ヨン	1ポラス一〇三	月一日 年二二 (社会福祉課)

福島県告示第七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
猪苗代町立猪苗代病院	耶麻郡猪苗代町千代田字中島二六―二	平成二十二年一月三十一日
福西内科小児科医院	会津若松市新横町二―二六	同 年二月二日
渡辺耳鼻咽喉科	南相馬市原町区大町二―一八	同 年二月二日

告 示

アイミー薬局

福島市栄町六一六

同 月三〇日

アイミー薬局中央店

福島市東中央二二二二

同

アイミー薬局渡利店

福島市渡利字柗町二五―四

同 年一二

アイミー薬局伊達店

伊達市岡前二〇―四

同 月三二日

(社会福祉課)

福島県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名 住所

施術所名 施術所の所在地

指定年月日

佐久間康貴 双葉郡檜葉町下小埜 さくま接骨 双葉郡檜葉町下小埜字 平成二十二年七月三〇日
字佐野三一六 院 佐野三一六 (社会福祉課)

福島県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
小規模介護老人保健施設 設回生	福島市西中 央一―一二	医療法人回生堂	福島県福島市西 中央一―一二―二	平成二十二年 一二月一日	短期入所療養介護 介護老人保健施設 予防短期

入所療養介護

訪問介護

介護予

防訪問介護

通所介護

介護予

防通所介護

(社会福祉課)

福島県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
有限会社聖光 居宅介護支援 事業部	同	同	同	同
有限会社聖光	南会津郡南会津町田島字鎌倉崎 乙一七―三	南会津郡南会津町田島字大坪一 五	有限会社聖光	福島県南会津郡南会津町田島字 大坪一五

(社会福祉課)

福島県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	
			変更前	変更後
有限会社聖光 居宅介護支援 事業部	同	同	同	同
有限会社聖光	南会津郡南会津町田島字大坪一五	有限会社聖光	福島県南会津郡南会津町田島字鎌倉崎乙一七―三	福島県南会津郡南会津町田島字大坪一五

(社会福祉課)

福島県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
東三番館ほつとサークル	二本松市岳温泉一―七	株式会社東三番館	福島県二本松市岳温泉一―五	平成二十二年六月三〇日	通所介護 介護予 防護所介護

福島県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下只見川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十二年一月二十八日認可した。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年二月二日大井塚原地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 二八八号	郡山市富久山町福原字西原二四番地先から 同 市富久山町北小泉 字山田一八番地先まで	B 二五・八 二二一・五	B 二五・八 二二一・五	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川二本松自転車道線	郡山市富久山町福原字古館三〇番一地从先から同 市富久山町福原字大鏡二二番四地先まで	変更前	A 三・〇〇 六・〇〇	二〇四・〇〇
		変更後	A 三・〇〇 六・〇〇 B 三・〇〇 九・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬浪江線	南相馬市原町区馬場字切付三八番三地从先から同 市原町区馬場字下中内二二番四地先まで	変更前	一〇・〇〇 一七・〇〇	四八七・四〇
		変更後	一四・〇〇 一七・七〇	

(道路計画課)

福島県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道雲水峰江持線	須賀川市堤字神明前一八番一地从先から同 市江持字仲田一五二番一地从先まで	平成二十二年二月九日

(道路計画課)

公 告

公告第55号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成22年2月9日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定業務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業につ

いて同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成22年4月1日に登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成22年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

ウ ビル管理法第2条に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成19年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月3日(水)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成22年3月23日(火) 午前9時30分
福島県自治会館8階802会議室 福島市中町8番2号
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年3月19日(金)午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要件 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 11 : 30 p.m., 23 March 2010
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 19 March 2010
- (4) Contact point for the notice : Prefectural Building Management Section, Facilities Management Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
Tel:024-521-7080

(施設管理課)

公告第五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年一月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人あいつ 関山倶楽部

三 代表者の氏名

鈴木 昭一

四 主たる事務所の所在地

福島県大沼郡会津美里町氷玉字関山甲千四百番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会津地域の歴史文化を継承し、住民の融和及び環境の維持向上に関する事業を行う、地域住民の暮らしに寄与する活動を目的とする。

(文化振興課)

公告第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
郡山市東部土地改良区
退任した役員

役員 氏名 住所

理事 大久 三雄 郡山市西田町丹伊田字館二六六番地

就任した役員

役員 氏名 住所

理事 吉田 福男 郡山市中田町柳橋字上篠坂四五二番地

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の喜多方を考える会	五十嵐 俊一郎	仮名 良治	喜多方市山都町蓬萊字沢田八〇〇	平成二十二年一月四日
安齋孝行後援会	安斎 義栄	安斎 孝和	二本松市式部内六七	平成二十二年一月五日
江花圭司後援会	江花 圭司	高畑 慶男	喜多方市塩川町会知字横打六五	平成二十二年一月七日
大和田博後援会	佐藤 廣史	白土 謙一	田村市滝根町菅谷字平	平成二十二年一月七日

会	桜井勝延後援会	末永 昇	齊藤 文子	木内一八二	月一五日
会	さとう和美後援会	佐藤 和美	遠藤 麒三	南相馬市原町区江井字馬場五四	平成二十二年二月二日
会	39と県政を考える会	古市 三久	渡邊 芳昭	いわき市常磐湯本町三函二二三	平成二十二年二月二日
会	住みよい相馬をつくる市民の会	大谷 彰	金子 英嗣	相馬市坪田字八幡前一七三	平成二十二年二月二日
会	本田仁一後援会	本田 仁一	遠藤 正弘	田村市常葉町西向字中九七一	平成二十二年一月七日

福島県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）以下「法」という。）第七条の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党福島県JA福島支部	会計責任者	川上 雅則	中島 精一	平成二十二年一月六日
自由民主党福島県支部連合会軽自動車支部	会計責任者	羽田 豊秋	野田 昭雄	平成二十二年一月四日
自由民主党福島県支部	事務所所在地	郡山市若葉町	郡山市若葉町	平成二十二年一月七日

渡部としお後援会	代表者	安齋 孝	阿久津 喜一	平成二十二年一月九日
峰友会	会計責任者	加藤 岳夫	古内 重行	平成二十二年一月二〇日
藤川淑子後援会	会計責任者	渡辺 衛	鈴木 三千男	平成二十二年一月二一日
福島民主政策研究会	代表者	石原 浩二	平野 準一	平成二十二年一月六日
福島地区さとう正久を支える会	事務所所在地	福島市八木田字中島一〇八一	福島市八木田字並柳五八	平成二十二年二月二四日
福島県山田としお後援会	会計責任者	川上 雅則	中島 精一	平成二十二年二月一七日
福島県獣医師政治連盟	会計責任者	森澤 道明	藤村 正巳	平成二十二年一月一八日
とみた健一郎と伊達市を愛する市民の会	政治団体の名称	とみた健一郎と伊達市を愛する市民の会	伊達町を愛する会	平成二十二年二月七日
電機連合福島政治活動委員会	事務所所在地	福島市大町四一〇大町平和ビル3F	福島市太田町三一―四	平成二十二年一月一八日
武田しんいち後援会	政治団体の名称	武田しんいち後援会	はかたやすこ後援会	平成二十二年一月一五日
	会計責任者	佐藤 政秀	紺野 恵子	
	事務所所在地	須賀川市木之崎字上之内二五―一	須賀川市森宿字北向八六一	

渡部ゆずる総合後援会	会計責任者	加藤 岳夫	古内 重行	平成二十二年一月二〇日
山岸清後援会	事務所所在地	福島市森合字日向山七―二二	福島市泉字先達一八	平成二十二年二月一〇日

福島県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 政党

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
自由民主党福島県いわき市第五支部	解散	平成二十二年七月八日
自由民主党福島県JA福島支部	同	平成二十二年二月二四日
自由民主党福島県支部連合会福島県大樹支部	同	平成二十二年二月一八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
安部匡俊励ます会	解散	平成二十二年一月一〇日
共生21の会	同	平成二十二年二月二四日
小林一成後援会	同	平成二十二年二月二一日
さとう和美後援会	同	平成二十二年二月一一日

四家啓助後援会	同	平成二十二年二月三二日
たかみね明彦福島県後援会	同	平成二十二年二月二二日
松本信弘後援会	同	平成二十二年二月二四日
目黒章三郎後援会	同	平成二十二年三月三一日
米本嘉孝後援会	同	平成二十二年二月二〇日
渡部あつし北会津後援会	同	平成二十二年二月三二日

福島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があつた。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐藤 和美	いわき市議会議員	さとう和美後援会	いわき市常磐湯本町三函二二三	佐藤 和美	平成二十二年二月二日
古市 三久	福島県議会議員	39と県政を考える会	いわき市平馬目字作ノ内一四八	古市 三久	平成二十二年一月一五日

福島県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
佐藤 和美	いわき市議会議員	さとう和美後援会	平成二十二年二月一日
鳴原 吉之助	福島県議会議員	共生21の会	平成二十二年二月二四日
目黒 章三郎	会津若松市議会議員	目黒章三郎後援会	平成二十二年四月一六日

福島県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成十六年分から平成二十一年分までの各年の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

[平成20年分：通常・その他の政治団体]

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)															
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入		
					金額	員数	個人	うち、特寄	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、せんによるもの	政匿寄附(イ)					党名寄附(イ)	合計(ア)+(イ)
安部匡俊会	22.1.18	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
菅野奥志昭会	22.1.26																		
佐藤力会	22.1.15																		
松本信弘会	21.12.25																		

[平成21年分：通常・その他の政治団体]

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)															
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入		
					金額	員数	個人	うち、特寄	法人その他の団体	政治団体	小計(ア)	うち、せんによるもの	政匿寄附(イ)					党名寄附(イ)	合計(ア)+(イ)
安部匡俊会	22.1.18	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

平成19年分

その他の政治団体

寄附の内訳 (同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
目黒章三郎後援会	個人	満田 政巨	100,000	会津若松市

福島県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十一年分及び平成二十二年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年二月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

平成21年分

政党

寄附の内訳 (同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
自由民主党福島県いわき市第五支部	法人その他の団体	植田電機株式会社	120,000	いわき市
		株式会社加地和組	120,000	〃
		北関東空調工業株式会社	120,000	〃
		三共設備株式会社	120,000	〃
		常交サービス株式会社	120,000	〃
		地質基礎工業株式会社	120,000	〃
		東部産業株式会社	120,000	〃
		株式会社永山建築設計事務所	120,000	〃
		ひめゆり総業株式会社	120,000	〃
		有限会社福島ユハラ	120,000	〃
		株式会社三浦工業	120,000	〃
		株式会社水組	120,000	〃
		株式会社村上組	120,000	〃
		株式会社矢島礦業所	120,000	〃
		山木工業株式会社	120,000	〃
		有限会社好間衛生社	120,000	〃
		株式会社東コンサルタント	60,000	〃
		いわきサッシ株式会社	60,000	〃
		いわき電気工業株式会社	60,000	〃
		株式会社大平組	60,000	〃
		クレハ錦建設株式会社	60,000	〃
		常磐開発株式会社	60,000	〃
		有限会社平セニティーション	60,000	〃
		東建エンジニアリング株式会社	60,000	〃
		ヤンマーエネルギーシステム株式会社	60,000	〃
		日栄地質測量設計株式会社	60,000	〃
林サッシ工業株式会社	60,000	〃		
株式会社眞工業	60,000	〃		
松田測量設計株式会社	60,000	〃		
万年コンクリート株式会社	60,000	〃		
大和電設工業株式会社	60,000	〃		
株式会社グラフィックアーツ秋南	60,000	〃		

○平成二十二年一月二十二日付け定例第二千四百四十九号中

二九	目次	都市計画を変更する件	土地計画を変更する件
上	目次	都市計画を変更する件	土地計画を変更する件
目次	目次	都市計画を変更する件	土地計画を変更する件
都市計画を変更する件	都市計画を変更する件	都市計画を変更する件	土地計画を変更する件
土地計画を変更する件	土地計画を変更する件	土地計画を変更する件	土地計画を変更する件

正 誤

ページ

段

行

正

誤